

# 議 案 書

令 和 8 年 6 月

第 3 回 定 例 会

松 山 市

## 目 次

議案番号	件 名	議決結果	ページ
議案 69	令和8年度松山市一般会計補正予算（第2号）		1
70	松山市市税賦課徴収条例の一部改正について		9
71	松山市地域再生法に基づく認定事業者に対する固定資産税の課税免除又は不均一課税に関する条例の一部改正について		17
72	松山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について		19
73	松山市放課後児童クラブ条例の制定について		21
74	松山市駅前広場条例の制定について		31
75	松山市特定空家等審議会条例の一部改正について		35
76	松山市公営企業の業務に従事する職員の賠償責任の免除に関する条例の一部改正について		37
77	松山市道後温泉事業施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について		39
78	工事請負契約の締結について（久枝小学校8・13・25棟校舎長寿命化改修ほか主体工事）		41
79	工事請負契約の締結について（久米小学校29・32棟校舎長寿命化改修ほか主体工事）		43
80	工事請負契約の締結について（久米小学校29・32棟校舎長寿命化改修電気工事）		45
81	工事請負契約の締結について（椿小学校4棟校舎長寿命化改修ほか主体工事）		47
82	工事請負契約の締結について（東中学校屋内運動場長寿命化改修主体その他工事）		49
83	財産の取得について（救助工作車）		51
84	財産の取得について（特殊災害資機材車）		53
85	財産の取得について（化学消防ポンプ自動車）		55
86	財産の取得について（消防ポンプ自動車）		57
87	市有車による交通事故の損害賠償額を和解により定めることについて		59
88	市道路線の認定、廃止及び変更について		61

（追加提出予定分）

議案番号	件 名	議決結果	ページ
	監査委員の選任に関し同意を求めることについて		
	公平委員会委員の選任に関し同意を求めることについて		
	農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて		

議案第 6 9 号

令和 8 年度松山市一般会計補正予算（第 2 号）

令和 8 年度松山市一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7 3 0 , 5 0 9 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 3 7 , 0 6 8 , 0 4 3 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第 2 条 継続費の変更は、「第 2 表継続費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の追加及び変更は、「第 4 表地方債補正」による。

令和 8 年 6 月 2 3 日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 歳入歳出予算補正（松山市一般会計）

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 市税		70,000,000 千円	86,000 千円	70,086,000 千円
	2 固定資産税	31,094,000	86,000	31,180,000
15 国庫支出金		53,921,617	16,265	53,937,882
	2 国庫補助金	7,565,893	14,265	7,580,158
	3 委託金	138,126	2,000	140,126
16 県支出金		21,525,104	32,500	21,557,604
	2 県補助金	5,845,501	32,500	5,878,001
19 繰入金		18,673,732	84,000	18,757,732
	1 基金繰入金	18,385,859	84,000	18,469,859
21 諸収入		7,426,810	6,844	7,433,654
	5 雑入	3,770,690	6,844	3,777,534
22 市債		9,896,800	504,900	10,401,700
	1 市債	9,896,800	504,900	10,401,700
歳 入	合 計	236,337,534	730,509	237,068,043

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		18,912,523 千円	34,383 千円	18,946,906 千円
	1 総務管理費	14,735,377	34,383	14,769,760
3 民生費		123,469,258	10,720	123,479,978
	1 社会福祉費	56,572,283	5,000	56,577,283
	2 児童福祉費	44,810,337	5,720	44,816,057
4 衛生費		16,208,878	5,500	16,214,378
	2 保健所費	5,765,921	5,500	5,771,421
6 農林水産業費		2,810,565	48,799	2,859,364
	1 農業費	1,117,885	48,799	1,166,684
8 土木費		23,349,877	272,800	23,622,677
	4 港湾費	563,516	264,035	827,551
	5 都市計画費	14,524,767	8,765	14,533,532
9 消防費		5,863,661	1,100	5,864,761
	1 消防費	5,863,661	1,100	5,864,761
10 教育費		20,285,402	357,207	20,642,609
	2 小学校費	3,693,337	7,200	3,700,537
	3 中学校費	2,577,278	8,550	2,585,828
	5 社会教育費	3,559,251	5,757	3,565,008

款	項	補正前の額	補正額	計
	6 保健体育費	7,701,961 千円	335,700 千円	8,037,661 千円
歳	出	合計		
		236,337,534	730,509	237,068,043

第2表 継続費補正（松山市一般会計）

1 変更

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
10 教育費	6 保健体育費	(仮称)久谷学校 給食共同調理場 整備事業	千円		千円	千円		千円
			2,454,100	令和7年度	981,640	3,231,540	令和7年度	981,640
				令和8年度	0		令和8年度	335,700
			令和9年度	1,472,460		令和9年度	1,914,200	

第3表 債務負担行為補正（松山市一般会計）

1 追加

事 項	期 間	限 度 額
姫山・石井児童クラブ運営業務委託	令和8年度～令和11年度	506,700 <span style="float: right;">千円</span>
小中学校体育館空調整備事業	令和8年度～令和11年度	5,829,000
新給玉学校給食共務同調委託	令和8年度～令和13年度	660,500
垣給生学校給食共務同調委託	令和8年度～令和13年度	1,201,500

第4表 地方債補正（松山市一般会計）

1 追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
港湾等建設事業	千円  240,000	1 借入先 財務省, 地方公共団体 金融機構その他  2 借入方法 普通貸借又は証券発行の 方法による。  3 借入時期 令和8年度。ただし工事 又は財政の都合により起債 額の全部若しくは一部を翌 年度に繰り越し借入れする ことができる。	年5% 以内  (ただし, 利 率見直し方 式で借り入 れる政府資 金及び地方 公共団体金 融機構資金 等について, 利率の 見直しを 行った後に おいては, 当該見直し 後の利率。) 	1 償還期限 30年以内(内据置5年以内)  2 償還額及び財源 一般財源及び事業収入等により元 利均等又は元金均等償還する。ただ し必要に応じ繰上償還, 償還期限の 短縮又は低利債に借換えすることが できる。  3 財務省, 地方公共団体金融機構 その他より借り入れる場合において 前各号の償還の方法が借入先の融通 条件に抵触するときは, その融通条件 によることができる。

2 変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
義務教育等施設整備事業	千円 1,560,000	1 借入先 財務省, 地方公共 団体金融機構その他  2 借入方法 普通貸借又は証券 発行の方法による。  3 借入時期 令和8年度。ただ し工事又は財政の都 合により起債額の全 部若しくは一部を翌 年度に繰り越し借入 れすることができる。	年5% 以内  (ただし, 利 率見直し方 式で借り入 れる政府資 金及び地方 公共団体金 融機構資金 等につい て, 利率の 見直しを 行った後 においては, 当該見直し 後の利率。)	1 償還期限 30年以内(内据置 5年以内)  2 償還額及び財源 一般財源及び事業 収入等により元利均等 又は元金均等償還する。 ただし必要に応じ繰上 償還, 償還期限の短縮 又は低利債に借換えす ることができる。  3 財務省, 地方公共団 体金融機構その他より 借り入れる場合において 前各号の償還の方法が 借入先の融通条件に抵 触するときは, その融通 条件によることできる。	千円 1,830,000	補正前 と同じ	補正前 と同じ	補正前 と同じ

令和8年6月23日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市市税賦課徴収条例の一部改正について

松山市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

松山市市税賦課徴収条例（昭和25年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第27条の7第2項中「第5条の6第2項」を「第5条の6第3項又は第4項」に改める。

第29条の2第1項ただし書中「及び第29条の3の3第1項」を「並びに第29条の3の3第1項及び第2項第4号」に改める。

第29条の3の2第1項第2号中「除き，」を「除く。次条第1項第2号において同じ。」に改め，「。次条第1項において同じ」を削り，同条第5項中「次条第4項」を「次条第5項」に改める。

第29条の3の3第1項を次のように改める。

次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者

(2) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第17条第1項第1号に掲げる者であつて、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第3号において同じ。）（退職手当等（第36条の2に規定する退職手

当等に限る。以下この号において同じ。)に係る所得を有する者に限る。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有するものに限る。)若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有するもの

(3)法の施行地において公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。)の支払を受ける第17条第1項第1号に掲げる者(当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。)であつて、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。)若しくは特定親族(合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有するもの

第29条の3の3第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第48条の9の7の3」を「第48条の9の8」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書に」を「同条第1項の規定による申告書に」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出する」を「同条第1項の規定による申告書を提出する」に改め、同項を同条第3項とし、同項の前に次の1項を加える。

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公的年金等支払者の名称
- (2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨
- (3) 特定配偶者の氏名
- (4) 扶養親族又は特定親族の氏名
- (5) その他施行規則で定める事項

第44条中「が土地」の次に「又は家屋」を加え、「家屋にあつては20万円」を削り、「ついては150万円」を「あつては180万円」に改める。

第69条(見出しを含む。)中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則第3条の4中「から令和9年度まで」を「以後」に改める。

附則第3条の6の3第1項中「令和20年度」を「令和25年度」に、「令和7年」を

「令和12年」に改める。

附則第3条の6の4中「第7条の2の2第1項」の次に「，附則第7条の2の3第1項」を加え、「第5条の6第2項」を「第5条の6第3項又は第4項」に改める。

附則第6条の2第2項中「第34条の2第5項」を「第34条の2第6項」に、「第34条の2第10項」を「第34条の2第12項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第1項（第2項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附則第7条の2の2の次に次の1条を加える。

（特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）

第7条の2の3 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第27条第1項及び第2項並びに第27条の4の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の6の4で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第27条の3の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第27条の3の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第7条の2の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額

」とする。

(2) 第27条の6から第27条の8まで、第27条の9第1項、附則第3条の6第1項及び附則第3条の6の3第1項の規定の適用については、第27条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第7条の2の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の7第1項前段、第27条の8、第27条の9第1項、附則第3条の6第1項及び附則第3条の6の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第7条の2の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第7条の2の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

3 第28条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第7条の2の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは附則第7条の2の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

4 附則第3条の3の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第7条の2の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第7条の2の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第7条の4の4中「第7条の2第4項」の次に「（法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

附則第12条の2第4項から第7項までの規定中「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第8項中「7分の6」を「5分の3」に改め、同条第9項及び第10項中「4分の3」を「3分の2」に改める。

附則第14条の7を附則第14条の2とする。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和9年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第69条の改正規定並びに附則第12条の2第4項から第10項までの改正規定及び附則第14条の7を附則第14条の2とする改正規定並びに付則第3条第1項の規定 公布の日

(2) 第44条の改正規定及び付則第3条第2項の規定 令和9年4月1日

(3) 第27条の7第2項の改正規定並びに附則第3条の6の4の改正規定（「第5条の6第2項」を「第5条の6第3項又は第4項」に改める部分に限る。）、附則第6条の2の改正規定及び附則第7条の4の4の改正規定並びに次条第3項の規定 令和10年1月1日

(4) 附則第3条の6の4の改正規定（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第7条の2の2の次に1条を加える改正規定並びに次条第4項及び第5項の規定 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第 号）の施行の日の属する年の翌々年の1月1日

（市民税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の松山市市税賦課徴収条例（以下この項及び次項において「新条例」という。）第29条の3の3第1項及び第2項の規定は、この条例の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第29条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の松山市市税賦課徴収条例第29条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

2 新条例附則第3条の6の3第1項及び第2項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第7条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。）又は同条第6項に規定する認定住宅等（同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割

の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）又は同条第10項に規定する認定住宅等（同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

3 前条第3号に掲げる規定による改正後の松山市市税賦課徴収条例附則第6条の2第4項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が同号に掲げる規定の施行の日以後に行う同条第1項の土地等の譲渡について適用する。

4 前条第4号に掲げる規定による改正後の松山市市税賦課徴収条例附則第3条の6の4の規定は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び次項において「4号施行日」という。）の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、4号施行日の属する年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

5 前条第4号に掲げる規定による改正後の松山市市税賦課徴収条例附則第7条の2の3の規定は、4号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 付則第1条第1号に掲げる規定による改正後の松山市市税賦課徴収条例附則第12条の2の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 付則第1条第2号に掲げる規定による改正後の松山市市税賦課徴収条例第44条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（提案理由）

地方税法の改正に伴い、所得税の基礎控除の額の引上げに係る規定の整備、特定一般用医薬品等を購入した場合の医療費控除の特例の適用期限の撤廃その他所要の規定の整備を

図るため、本案を提出する。



令和8年6月23日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市地域再生法に基づく認定事業者に対する固定資産税の課税免除又は不均一課税に関する条例の一部改正について

松山市地域再生法に基づく認定事業者に対する固定資産税の課税免除又は不均一課税に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市地域再生法に基づく認定事業者に対する固定資産税の課税免除又は不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

松山市地域再生法に基づく認定事業者に対する固定資産税の課税免除又は不均一課税に関する条例（平成28年条例第44号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「令和8年3月31日」を「令和10年3月31日」に改め、「及び償却資産」の次に「（所得税法施行令第6条第1号から第3号まで又は法人税法施行令第13条第1号から第3号までに掲げるものに限る。次項において同じ。）」を加え、同条第2項中「令和8年3月31日」を「令和10年3月31日」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

地域再生法に基づく認定事業者に対する固定資産税の課税免除又は不均一課税について、対象となる償却資産の範囲を見直すとともに、当該課税免除及び不均一課税を引き続き実施するため、本案を提出する。



令和8年6月23日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

松山市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

松山市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第34号）の一部を次のように改正する。

第18条中「315,000円」を「330,000円」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の松山市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第18条の規定は、令和8年4月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた松山市消防団員等公務災害補償条例第4条第7号に規定する葬祭補償（以下「葬祭補償」という。）について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた葬祭補償については、なお従前の例による。
- 3 適用日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償であって、この条例による改正前の松山市消防団員等公務災害補償条例第18条の規定による金額により支給されたもの又は同条例付則第6条の規定による金額により支給されたもの（その額が66万円未満であるものに限る。）の支払は、新条例第18条の規定による金額により支給されるべき葬祭補償の内払とみなす。

（提案理由）

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、葬祭補償の額の算定に係る定額部分を改定するため、本案を提出する。



令和8年6月23日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市放課後児童クラブ条例の制定について  
松山市放課後児童クラブ条例を次のように定める。

記

松山市放課後児童クラブ条例

(目的及び設置)

第1条 市内の小学校に就学している児童の健全な育成を図るため、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を実施する施設として、放課後児童クラブ（以下「クラブ」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 設置するクラブの名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

(閉所日及び開所時間)

第3条 クラブの閉所日は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (2) 8月12日から8月16日まで及び12月29日から翌年1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）
- (3) その他市長が特に定める日

2 クラブの開所時間は、当該クラブを利用する児童が通学する小学校の授業が終了する時刻から午後7時まで（当該小学校の休校日にあつては、午前7時30分から午後7時まで）とする。

3 前2項の規定にかかわらず、市長は、必要と認めるときは、臨時にクラブの閉所日及び開所時間を変更することができる。

(対象児童)

第4条 クラブに入会することができる児童（以下「対象児童」という。）は、本市に住所を有し、市内の小学校に就学している児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいない等の理由により小学校の授業が終了した後当該児童を家庭で監護することができないときの当該児童とする。ただし、市長が公益その他特別の理由があると認め

るときは、この限りでない。

- 2 対象児童は、その就学する小学校の通学区域内に設置されたクラブに限り、入会することができる。ただし、市長が当該対象児童の自宅とクラブとの距離、生活環境等の理由により特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(入会の許可)

第5条 保護者は、その保護する対象児童をクラブに入会させようとするときは、規則に定めるところにより、年度ごとに市長に入会を申請し、その許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可（以下「入会許可」という。）に係る利用の区分は、次のとおりとする。

(1) 対象児童の就学する小学校の長期休業の期間を含む当該年度を通じてクラブを利用する区分（別表第2において「通年利用」という。）

(2) 対象児童の就学する小学校の長期休業の期間のみクラブを利用する区分（別表第2において「長期休業期間利用」という。）

- 3 前項の規定にかかわらず、市長は、保護者及びその保護する対象児童の生活環境を勘案して必要と認めるときは、同項各号の期間を限定して入会許可をすることができる。

- 4 市長は、クラブの運営上必要があると認めるときは、入会許可に条件を付け、又は入会許可をしないことができる。

(許可の取消し等)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、入会許可を取り消し、又はクラブの利用を中止し、若しくは制限することができる。この場合において、当該入会許可に係る対象児童（以下「入会児童」という。）又はその保護者に損害が生じることがあっても、市は、その責めを負わない。

(1) 入会児童又はその保護者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 入会児童又はその保護者が前条第4項の規定により市長が付けた入会許可の条件に違反したとき。

(3) 入会児童の保護者が偽りその他不正な行為により入会許可を受けたとき。

(4) 入会児童の保護者が正当な理由なく第10条第1項の負担金を滞納したとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長がクラブの運営上支障があると認めるとき。

(利用の区分等の変更)

第7条 入会児童の保護者は、第5条第2項各号に掲げる利用の区分その他の入会許可の

内容を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、市長に変更を申請し、その許可を受けなければならない。

(休会)

第8条 通年利用の入会許可を受けた入会児童の保護者は、やむを得ない事由により一時的にクラブの利用を休止しようとするときは、規則で定めるところにより、市長に休会を申請し、その許可を受けなければならない。

(退会)

第9条 入会児童の保護者は、次の各号のいずれかに該当するときは、市長にその旨を届けて、クラブを退会しなければならない。

(1) 入会児童が第4条第1項の規定に該当しなくなったとき。

(2) 入会児童又はその保護者が第5条第4項の規定により市長が付けた入会許可の条件を満たさなくなったとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、入会児童がクラブを利用する必要がなくなったとき。

(負担金)

第10条 入会児童の保護者は、入会許可を受けた期間の負担金を月ごとに市長に納付しなければならない。

2 前項の負担金の額は、別表第2のとおりとする。

(負担金の減免)

第11条 市長は、公益その他特別の理由があると認めるときは、前条第1項の負担金を減額し、又は免除することができる。

(損害賠償等の義務)

第12条 入会児童の保護者は、入会児童がクラブの施設等を毀損し、又は汚損したときは、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、入会児童及びその保護者の責めに帰すことができない事由によるときその他市長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当

該各号に定める日から施行する。

(1) 次項の規定 公布の日

(2) 別表第1 双葉児童クラブ第3の項の規定 公布の日から起算して2年を超えない範囲内において規則で定める日

(準備行為)

2 入会許可の申請その他児童クラブを運営するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

別表第1 (第2条関係)

名称	位置
番町児童クラブ第1	松山市二番町四丁目6番地1
番町児童クラブ第2	松山市二番町四丁目6番地1
味酒児童クラブ第1	松山市宮西二丁目2番21号
味酒児童クラブ第2	松山市宮西二丁目2番21号
味酒児童クラブ第3	松山市宮西二丁目2番21号
味酒児童クラブ第4	松山市宮西二丁目2番21号
八坂児童クラブ第1	松山市湯渡町4番20号
八坂児童クラブ第2	松山市湯渡町4番20号
東雲児童クラブ第1	松山市文京町2番地1
東雲児童クラブ第2	松山市文京町2番地2
東雲児童クラブ第3	松山市道後一万8番28号
新玉児童クラブ第1	松山市千舟町八丁目89番地
新玉児童クラブ第2	松山市千舟町八丁目89番地
新玉児童クラブ第3	松山市千舟町八丁目89番地
清水児童クラブ第1	松山市清水町三丁目15番地
清水児童クラブ第2	松山市清水町三丁目15番地
雄郡児童クラブ第1	松山市土橋町1番地
雄郡児童クラブ第2	松山市土橋町1番地
雄郡児童クラブ第3	松山市土橋町1番地
素鷲児童クラブ第1	松山市小坂一丁目4番48号
素鷲児童クラブ第2	松山市小坂一丁目4番48号
堀江児童クラブ第1	松山市福角町甲1280番地5

堀江児童クラブ第2	松山市福角町甲1409番地2
潮見児童クラブ第1	松山市吉藤四丁目4番28号
潮見児童クラブ第2	松山市吉藤四丁目4番28号
潮見児童クラブ第3	松山市吉藤四丁目4番28号
久枝児童クラブ第1	松山市安城寺町586番地1
久枝児童クラブ第2	松山市安城寺町586番地1
久枝児童クラブ第3	松山市安城寺町586番地1
和気児童クラブ第1	松山市太山寺町1111番地1
和気児童クラブ第2	松山市太山寺町1111番地1
三津浜児童クラブ	松山市三津三丁目2番30号
宮前児童クラブ第1	松山市祓川二丁目5番8号
宮前児童クラブ第2	松山市祓川一丁目3番39号
宮前児童クラブ第3	松山市祓川一丁目3番39号
高浜児童クラブ第1	松山市梅津寺町1352番地2
高浜児童クラブ第2	松山市梅津寺町1352番地2
味生児童クラブ第1	松山市別府町166番地4
味生児童クラブ第2	松山市別府町166番地4
味生児童クラブ第3	松山市別府町166番地4
味生児童クラブ第4	松山市別府町166番地4
味生児童クラブ第5	松山市別府町166番地4
桑原児童クラブ第1	松山市桑原三丁目7番27号
桑原児童クラブ第2	松山市桑原三丁目7番27号
桑原児童クラブ第3	松山市桑原三丁目7番27号
桑原児童クラブ第4	松山市桑原三丁目7番27号
生石児童クラブ第1	松山市高岡町630番地3
生石児童クラブ第2	松山市高岡町630番地3
生石児童クラブ第3	松山市高岡町630番地3
生石児童クラブ第4	松山市高岡町630番地3
生石児童クラブ第5	松山市高岡町630番地3
垣生児童クラブ第1	松山市西垣生町730番地1
垣生児童クラブ第2	松山市西垣生町730番地1

垣生児童クラブ第3	松山市西垣生町730番地1
垣生児童クラブ第4	松山市西垣生町730番地1
道後児童クラブ第1	松山市石手四丁目10番5号
道後児童クラブ第2	松山市石手四丁目10番5号
道後児童クラブ第3	松山市石手四丁目10番5号
道後児童クラブ第4	松山市石手四丁目10番5号
湯築児童クラブ第1	松山市道後北代10番41号
湯築児童クラブ第2	松山市道後北代10番41号
湯築児童クラブ第3	松山市道後北代10番41号
余土児童クラブ第1	松山市余戸東四丁目1番19号
余土児童クラブ第2	松山市余戸東四丁目1番19号
余土児童クラブ第3	松山市余戸東四丁目1番19号
湯山児童クラブ第1	松山市食場町甲128番地
湯山児童クラブ第2	松山市食場町甲128番地
湯山児童クラブ第3	松山市食場町甲128番地
伊台児童クラブ第1	松山市下伊台町1438番地1
伊台児童クラブ第2	松山市下伊台町1438番地1
久米児童クラブ第1	松山市鷹子町15番地1
久米児童クラブ第2	松山市鷹子町15番地1
久米児童クラブ第3	松山市鷹子町15番地1
久米児童クラブ第4	松山市鷹子町15番地1
浮穴児童クラブ第1	松山市森松町850番地
浮穴児童クラブ第2	松山市森松町832番地
小野児童クラブ第1	松山市平井町3673番地
小野児童クラブ第2	松山市平井町3673番地
小野児童クラブ第3	松山市平井町3673番地
石井児童クラブ第1	松山市東石井六丁目8番52号
石井児童クラブ第2	松山市東石井六丁目8番52号
石井児童クラブ第3	松山市東石井六丁目8番52号
石井児童クラブ第4	松山市東石井六丁目8番52号
荏原児童クラブ第1	松山市東方町甲1493番地1

荏原児童クラブ第2	松山市東方町甲1245番地
荏原児童クラブ第3	松山市東方町甲1245番地
たちばな児童クラブ第1	松山市針田町209番地1
たちばな児童クラブ第2	松山市針田町209番地1
たちばな児童クラブ第3	松山市針田町209番地1
椿児童クラブ第1	松山市和泉南六丁目1番47号
椿児童クラブ第2	松山市和泉南六丁目1番47号
椿児童クラブ第3	松山市和泉南六丁目1番47号
椿児童クラブ第4	松山市和泉南六丁目1番47号
椿児童クラブ第5	松山市古川北三丁目8番20号
石井東児童クラブ第1	松山市越智一丁目2番4号
石井東児童クラブ第2	松山市越智一丁目3番35号
石井東児童クラブ第3	松山市越智一丁目3番35号
石井東児童クラブ第4	松山市越智一丁目3番35号
北久米児童クラブ第1	松山市福音寺町9番地
北久米児童クラブ第2	松山市福音寺町9番地
北久米児童クラブ第3	松山市福音寺町9番地
北久米児童クラブ第4	松山市福音寺町9番地
味生第二児童クラブA	松山市別府町3番地1
味生第二児童クラブB	松山市別府町3番地1
味生第二児童クラブC	松山市別府町177番地1
味生第二児童クラブD	松山市別府町3番地1
石井北児童クラブ第1	松山市和泉南一丁目3番32号
石井北児童クラブ第2	松山市和泉南一丁目3番32号
石井北児童クラブ第3	松山市和泉南一丁目3番32号
石井北児童クラブ第4	松山市和泉南一丁目3番32号
さくら児童クラブ第1	松山市余戸中四丁目11番1号
さくら児童クラブ第2	松山市余戸中四丁目11番1号
さくら児童クラブ第3	松山市余戸中四丁目11番1号
みどり児童クラブ第1	松山市西長戸町638番地1
みどり児童クラブ第2	松山市西長戸町493番地2

みどり児童クラブ第3	松山市西長戸町493番地2
福音児童クラブ第1	松山市福音寺町355番地1
福音児童クラブ第2	松山市福音寺町355番地1
双葉児童クラブ第1	松山市土居田町123番地3
双葉児童クラブ第2	松山市土居田町123番地3
双葉児童クラブ第3	松山市土居田町123番地3
窪田児童クラブ	松山市久米窪田町307番地
姫山児童クラブ第1	松山市姫原一丁目3番13号
姫山児童クラブ第2	松山市山越三丁目800番地
北条児童クラブ第1	松山市北条辻64番地
北条児童クラブ第2	松山市北条辻64番地
河野児童クラブ第1	松山市宮内甲9番地1
河野児童クラブ第2	松山市宮内甲9番地1
栗井児童クラブ第1	松山市常竹甲100番地
栗井児童クラブ第2	松山市常竹甲100番地
じどう児童クラブ	松山市下難波甲816番地

別表第2（第10条関係）

利用の区分	負担金の額（月額）		
通年利用	月曜日から金曜日までの利用で、 18時を超えない利用の場合	4月	5,800円
		7月	6,500円
		8月	10,000円
		12月	4,800円
		1月	5,100円
		3月	5,800円
		その他の月	4,100円
長期休業期間利用	18時を超えない利用の場合	4月	2,800円
		7月	3,800円
		8月	10,000円
		12月	800円
		1月	2,000円
		3月	2,800円

18時を超えて利用する場合	4月	3,100円
	7月	4,100円
	8月	11,000円
	12月	1,000円
	1月	2,100円
	3月	3,100円

備考

- 1 通年利用において18時を超えてクラブを利用するときは、この表により算定された負担金の額（月額）に1,000円を加算する。
- 2 通年利用において土曜日にクラブを利用するときは、この表により算定された負担金の額（月額）に2,000円を加算する。
- 3 入会許可に係る期間が1月に満たないときはこれを1月とし、入会許可に係る期間に1月に満たない端数があるときはその端数を1月とする。

（提案理由）

市が放課後児童健全育成事業を実施するための施設として、放課後児童クラブを設置するため、本案を提出する。



令和8年6月23日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市駅前広場条例の制定について  
松山市駅前広場条例を次のように定める。

記

松山市駅前広場条例

(目的及び設置)

第1条 松山市駅前を人々の往来とにぎわいをつなぐ交通及び交流の拠点とし、市民に憩い及び交流の場を提供することにより、市民相互の交流の促進及び中心市街地の活性化を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、松山市駅前広場（以下「駅前広場」という。）を設置する。

2 駅前広場の位置は、松山市湊町五丁目4番地先とする。

(行為の禁止)

第2条 駅前広場においては、次の行為をしてはならない。

- (1) 公の秩序及び善良の風俗を害するおそれのある行為
- (2) 駅前広場及び駅前広場に設置された設備等を汚損し、毀損し、又は滅失するおそれのある行為
- (3) みだりに火気を使用し、騒音を発し、又はごみその他の汚物を捨てること。
- (4) 樹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (5) 駅前広場の土地の形質を変更すること。
- (6) 他人に迷惑又は危害を及ぼすおそれのある行為
- (7) 球戯、スケートボード、ローラースケートその他これらに類する行為
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が駅前広場の管理上支障があると認める行為

(利用の禁止又は制限)

第3条 市長は、駅前広場の管理上やむを得ないと認めるときは、駅前広場を保全し、又は利用者の危険を防止するため、区域を定めて、駅前広場の利用を禁止し、又は制限することができる。

(使用の許可等)

第4条 次の行為をするために駅前広場を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可（以下「使用許可」という。）を受けなければならない。

- (1) 行商、募金その他これらに類する行為
- (2) 業として写真又は映画を撮影すること。
- (3) 興行を行うこと。
- (4) 競技会、展示会、博覧会、音楽会、撮影会その他これらに類する催しのため、駅前広場の全部又は一部を独占して利用すること。
- (5) 広告物を掲示し、若しくは配布し、又は看板、立札等を設置すること。
- (6) 車両を乗り入れ、又は駐車すること。

2 市長は、使用許可をするときは、管理上必要な条件を付けることができる。

3 市長は、第1項各号に掲げる行為が第2条各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用許可をしない。

（使用時間）

第5条 使用許可に係る駅前広場の使用時間は、規則で定める時間とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

（使用料）

第6条 使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定める使用料を市に納付しなければならない。

2 使用料は、前納とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（使用料の減免）

第7条 市長は、公益その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

（使用料の還付）

第8条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（許可の取消し等）

第9条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、又は駅前広場の使用を中止し、若しくは制限することができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 第4条第2項の規定により使用許可に付けた条件に違反したとき。

(3) 偽りその他不正の手段により使用許可を受けたとき。

(目的外使用等の禁止)

第10条 使用者は、駅前広場を使用許可を受けた目的以外に使用し、又はその使用する権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(特別の設備の設置等)

第11条 使用者は、駅前広場に特別の設備を設置し、又は既設の設備に変更を加えようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(原状回復の義務)

第12条 使用者は、駅前広場の使用を終えたとき、又は第9条の規定により使用許可を取り消され、若しくは使用を中止されたときは、直ちに駅前広場を原状に復さなければならない。

(損害賠償)

第13条 利用者及び使用者は、駅前広場又は駅前広場に設置された設備等を汚損し、毀損し、又は滅失したときは、不可抗力による場合を除き、市にその損害を賠償しなければならない。

(附属施設)

第14条 駅前広場に附属施設として休憩所を設置する。

(利用時間)

第15条 休憩所の利用時間は、規則で定める。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(準用)

第16条 第2条、第3条及び第13条の規定は、休憩所について準用する。この場合において、第2条及び第3条中「駅前広場」とあるのは「休憩所」と、第13条中「利用者及び使用者」とあるのは「利用者」と、「駅前広場」とあるのは「休憩所」と読み替えるものとする。

(規則への委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 使用許可の申請その他駅前広場を運営するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

別表(第6条関係)

単位	使用料
1平方メートルにつき1日	200円

備考

- 1 使用に係る面積が1平方メートルに満たないときはこれを1平方メートルとし、使用に係る面積に1平方メートルに満たない端数があるときはその端数を1平方メートルとする。
- 2 使用に係る期間が1日に満たないときはこれを1日とし、使用に係る期間に1日に満たない端数があるときはその端数を1日とする。
- 3 附属設備等の使用料は、規則で定める。

(提案理由)

松山市駅前広場を設置するため、本案を提出する。

令和8年6月23日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市特定空家等審議会条例の一部改正について

松山市特定空家等審議会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市特定空家等審議会条例の一部を改正する条例

松山市特定空家等審議会条例（平成27年条例第47号）の一部を次のように改正する。  
題名を次のように改める。

松山市特定空家等及び管理不全空家等審議会条例

第1条中「第127号」の次に「。以下「法」という。」を、「同じ。）」の次に「及び管理不全空家等（法第13条第1項に規定する管理不全空家等をいう。次条において同じ。）」を加え、「松山市特定空家等審議会」を「松山市特定空家等及び管理不全空家等審議会」に改める。

第2条第3号中「前2号」を「前3号」に改め、「特定空家等」の次に「及び管理不全空家等」を加え、同号を同条第4号とし、同条第2号中「特定空家等の除却，修繕，立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るための必要な措置」を「法第22条第1項の助言及び指導，同条第2項の規定による勧告，同条第3項の規定による命令並びに同条第9項から第11項までの規定による代執行」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号を同条第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 法第13条第2項の規定による勧告に関すること。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

管理不全空家等に対する勧告に関することを松山市特定空家等審議会の調査審議する事項に加えるほか、所要の規定の整備を図るため、本案を提出する。



議案第76号

令和8年6月23日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市公営企業の業務に従事する職員の賠償責任の免除に関する条例の一部改正について

松山市公営企業の業務に従事する職員の賠償責任の免除に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

#### 記

松山市公営企業の業務に従事する職員の賠償責任の免除に関する条例の一部を改正する条例

松山市公営企業の業務に従事する職員の賠償責任の免除に関する条例（昭和41年条例第60号）の一部を次のように改正する。

本則中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

#### 付 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。

#### （提案理由）

地方自治法の改正に伴い、所要の規定の整備を図るため、本案を提出する。



令和 8 年 6 月 23 日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市道後温泉事業施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

松山市道後温泉事業施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市道後温泉事業施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

松山市道後温泉事業施設の設置及び管理に関する条例（平成 17 年条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「回数券」の次に「又は共通券」を加える。

別表第 1 神の湯階下，道後温泉別館 1 階浴室及び椿の湯（共通券）の項中「1, 400 円」を「神の湯階下，道後温泉別館 1 階浴室及び椿の湯の大人の入浴料金の合計額に 10 分の 8 を乗じて得た額（その額に 10 円未満の端数が生じたときは，その端数を切り捨てる。）」に，「640 円」を「神の湯階下，道後温泉別館 1 階浴室及び椿の湯の小人の入浴料金の合計額に 10 分の 8 を乗じて得た額（その額に 10 円未満の端数が生じたときは，その端数を切り捨てる。）」に改める。

付 則

この条例は，令和 8 年 9 月 1 日から施行する。

（提案理由）

道後温泉本館，道後温泉別館及び椿の湯の共通券の料金を改定するため，本案を提出する。



令和8年6月23日提出

松山市長 野 志 克 仁

工事請負契約の締結について

(久枝小学校8・13・25棟校舎長寿命化改修ほか主体工事)

次のとおり工事請負契約を締結する。

記

1. 工 事 名 久枝小学校8・13・25棟校舎長寿命化改修ほか主体工事
2. 施工場所 松山市安城寺町586番地1
3. 内 容 久枝小学校  
8・25・13棟校舎 鉄筋コンクリート造4階建 4,338.47㎡  
改修  
昇降機棟 鉄骨造4階建 62.0㎡ 増築  
26棟昇降場 鉄筋コンクリート造1階建 47.9㎡ 解体  
その他附属建物1式  
校舎長寿命化改修主体工事 1式  
昇降機棟増築主体工事 1式  
26棟昇降場解体工事 1式  
建物周辺整備工事 1式  
環境配慮改修工事 1式
4. 請 負 人 松山市吉藤三丁目2番1号  
門屋・二神特定建設工事共同企業体  
代表者 株式会社門屋組 代表取締役 門屋 光彦
5. 請負金額 7億1,368万円
6. 契約方法 一般競争入札

(提案理由)

本件は、予定価格1億8,000万円以上の工事の請負契約であるから、条例の定めるところにより請負契約の締結について議会の議決を求めるため、本案を提出する。

(参 照)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 (抄)

(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億8,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

令和8年6月23日提出

松山市長 野 志 克 仁

工事請負契約の締結について

(久米小学校29・32棟校舎長寿命化改修ほか主体工事)

次のとおり工事請負契約を締結する。

記

1. 工 事 名 久米小学校29・32棟校舎長寿命化改修ほか主体工事
2. 施工場所 松山市鷹子町15番地1
3. 内 容 久米小学校
  - 29棟校舎 鉄筋コンクリート造4階建 5,819.71㎡ 改修
  - 32棟校舎 鉄筋コンクリート造2階建 843.18㎡ 改修
  - 昇降機棟 鉄骨造4階建 43.76㎡ 増築
  - 29棟校舎長寿命化改修主体工事 1式
  - 32棟校舎長寿命化改修主体工事 1式
  - 昇降機棟増築主体ほか工事 1式
  - 屋外整備工事 1式
  - 環境配慮改修工事 1式
4. 請 負 人 松山市中央一丁目9番20号  
横田・黒川特定建設工事共同企業体  
代表者 株式会社横田建設 代表取締役 横田 郁
5. 請負金額 11億2,090万円
6. 契約方法 一般競争入札

(提案理由)

本件は、予定価格1億8,000万円以上の工事の請負契約であるから、条例の定めるところにより請負契約の締結について議会の議決を求めるため、本案を提出する。

(参 照)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 (抄)

(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億8,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

令和8年6月23日提出

松山市長 野 志 克 仁

工事請負契約の締結について

(久米小学校29・32棟校舎長寿命化改修電気工事)

次のとおり工事請負契約を締結する。

記

1. 工 事 名 久米小学校29・32棟校舎長寿命化改修電気工事
2. 施工場所 松山市鷹子町15番地1
3. 内 容 久米小学校

29棟校舎	鉄筋コンクリート造4階建	5,819.71㎡	改修
32棟校舎	鉄筋コンクリート造2階建	843.18㎡	改修
昇降機棟	鉄骨造4階建	43.76㎡	増築
29・32棟校舎長寿命化改修電気工事			1式
トイレ改修電気工事			1式
エレベータ電気工事			1式
その他改修電気工事			1式
発生材処分			1式
4. 請 負 人 松山市久米窪田町165番地2  
神野電気株式会社  
代表取締役 池田 順一
5. 請負金額 1億7,131万2,900円
6. 契約方法 一般競争入札

(提案理由)

本件は、予定価格1億8,000万円以上の工事の請負契約であるから、条例の定めるところにより請負契約の締結について議会の議決を求めるため、本案を提出する。

(参 照)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抄）

（議会の議決に付すべき契約）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億8,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

令和 8 年 6 月 23 日提出

松山市長 野 志 克 仁

工事請負契約の締結について

(椿小学校 4 棟校舎長寿命化改修ほか主体工事)

次のとおり工事請負契約を締結する。

記

1. 工 事 名 椿小学校 4 棟校舎長寿命化改修ほか主体工事
2. 施工場所 松山市和泉南六丁目 1 番 4 7 号
3. 内 容 椿小学校

4-1 棟校舎	鉄筋コンクリート 2 階建	1, 206.23 m <sup>2</sup>
長寿命化改修		
4-2 棟校舎	鉄筋コンクリート 4 階建	3, 468.64 m <sup>2</sup>
長寿命化改修		
4-3 棟校舎	鉄筋コンクリート 4 階建	1, 207.55 m <sup>2</sup>
長寿命化改修		
10-1 棟校舎	鉄筋コンクリート 3 階建	1, 799.33 m <sup>2</sup>
一部改修 (69.30 m <sup>2</sup> )		
4-1・-2・-3 棟校舎長寿命化改修工事		1 式
10-1 棟校舎改修工事		1 式
環境配慮改修工事		1 式
4. 請 負 人 松山市余戸中一丁目 1 番 26 号  
大和・愛媛特定建設工事共同企業体  
代表者 大和コンストラクション株式会社 代表取締役 松本 裕仁
5. 請負金額 7 億 6, 846 万円
6. 契約方法 一般競争入札

(提案理由)

本件は、予定価格 1 億 8, 000 万円以上の工事の請負契約であるから、条例の定める

ところにより請負契約の締結について議会の議決を求めるため、本案を提出する。

(参 照)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 (抄)

(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億8,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

令和 8 年 6 月 23 日提出

松山市長 野 志 克 仁

工事請負契約の締結について

(東中学校屋内運動場長寿命化改修主体その他工事)

次のとおり工事請負契約を締結する。

記

1. 工 事 名 東中学校屋内運動場長寿命化改修主体その他工事
2. 施工場所 松山市文京町 2 番地 2
3. 内 容 東中学校屋内運動場  
鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 2 階建 1, 000 m<sup>2</sup>  
長寿命化改修主体工事 1 式  
屋外整備工事 1 式  
環境配慮改修工事 1 式
4. 請 負 人 松山市余戸西一丁目 2 番 22 号  
株式会社建芯  
代表取締役 赤松 学
5. 請負金額 1 億 9, 593 万 5, 300 円
6. 契約方法 一般競争入札

(提案理由)

本件は、予定価格 1 億 8, 000 万円以上の工事の請負契約であるから、条例の定めるところにより請負契約の締結について議会の議決を求めるため、本案を提出する。

(参 照)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 (抄)

(議会の議決に付すべき契約)

第 2 条 地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。) 第 96 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格 1 億 8, 000 万

円以上の工事又は製造の請負とする。

令和8年6月23日提出

松山市長 野 志 克 仁

財産の取得について（救助工作車）

次のとおり財産を取得するものとする。

記

1. 取得財産

救助工作車 1台

2. 取得価格

2億218万円

3. 契約の相手方

松山市南江戸一丁目2番26号

株式会社ヤマダ

代表取締役 山田 雄士

4. 契約方法

指名競争入札

（提案理由）

本件は、予定価格6,000万円以上の物品購入契約であるから、条例の定めるところにより物品購入契約の締結について、議会の議決を求めるため、本案を提出する。

（参 照）

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抄）

（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

第3条 法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格6,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。



令和8年6月23日提出

松山市長 野 志 克 仁

財産の取得について（特殊災害資機材車）

次のとおり財産を取得するものとする。

記

1. 取得財産

特殊災害資機材車 1台

2. 取得価格

1億1,330万円

3. 契約の相手方

松山市余戸中六丁目9番52号

小川ポンプ工業株式会社 愛媛支社

支社長 白石 安徳

4. 契約方法

指名競争入札

（提案理由）

本件は、予定価格6,000万円以上の物品購入契約であるから、条例の定めるところにより物品購入契約の締結について、議会の議決を求めるため、本案を提出する。

（参 照）

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抄）

（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

第3条 法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格6,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。



令和8年6月23日提出

松山市長 野 志 克 仁

財産の取得について（化学消防ポンプ自動車）

次のとおり財産を取得するものとする。

記

1. 取得財産

化学消防ポンプ自動車 1台

2. 取得価格

9,559万円

3. 契約の相手方

松山市大手町一丁目10番地1

株式会社岩本商会

代表取締役 仙波 誉子

4. 契約方法

指名競争入札

（提案理由）

本件は、予定価格6,000万円以上の物品購入契約であるから、条例の定めるところにより物品購入契約の締結について、議会の議決を求めるため、本案を提出する。

（参 照）

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抄）

（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

第3条 法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格6,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。



令和8年6月23日提出

松山市長 野 志 克 仁

財産の取得について（消防ポンプ自動車）

次のとおり財産を取得するものとする。

記

1. 取得財産

消防ポンプ自動車 2台

2. 取得価格

6,600万円

3. 契約の相手方

松山市空港通二丁目18番32号

株式会社新日本ライフテック

代表取締役 大澤 慎哉

4. 契約方法

指名競争入札

（提案理由）

本件は、予定価格6,000万円以上の物品購入契約であるから、条例の定めるところにより物品購入契約の締結について、議会の議決を求めるため、本案を提出する。

（参 照）

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抄）

（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

第3条 法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格6,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。



令和 8 年 6 月 23 日提出

松山市長 野 志 克 仁

市有車による交通事故の損害賠償額を和解により定めることについて  
市有車による交通事故の損害賠償額を次のとおり和解により定める。

記

1. 当事者

松山市

相手方 伊予郡松前町在住 60代

2. 事故の概要

令和 8 年 2 月 27 日午後 3 時 45 分頃、松山市三番町七丁目 1 番地 21 地先において、現地確認業務中に、坂の上の雲まちづくり部所属 40 代職員運転の軽自動車相手が相手の軽自動車に追突し、損害（物損・人身）を与えたものである。

3. 和解の内容

市から相手方に損害賠償金として 1,470,536 円を支払い、今後この事件に関していかなる事情が生じても、双方決して異議を申し立てない。

（提案理由）

市有車による交通事故について、和解により損害賠償額を定めるため、本案を提出する。

（参 照）

地方自治法（抄）

（議決事件）

第 96 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(12) 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起、和解、あつせん、調停及び仲裁に関すること。

(13) 法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。



令和 8 年 6 月 23 日提出

松山市長 野 志 克 仁

## 市道路線の認定、廃止及び変更について

## 1. 次の路線を市道に認定する。

図面 番号	路 線 名	起 点	終 点	重要な経過地
1	市道 松山駅西口南江戸線	南江戸一丁目	南江戸五丁目	
2	市道 久枝 296号線	久万ノ台	久万ノ台	

## 2. 次の路線を廃止する。

図面 番号	路 線 名	起 点	終 点	重要な経過地
3	市道 新玉 32号線	南江戸五丁目	南江戸五丁目	

## 3. 次の路線を変更する。

図面 番号	路 線 名	起 点	終 点	重要な経過地	
4	市道 新玉 66号線	変更前	南江戸五丁目	南江戸五丁目	
		変更後	南江戸五丁目	南江戸五丁目	

## (提案理由)

図面番号1は「社会資本整備総合交付金事業」及び「松山駅周辺整備事業」に伴い、中予地方局と交通拠点整備課からの申請に基づき市道認定するもので、図面番号2は一般交通の用に供されている道路で地元からの申請に基づき市道認定するもので、図面番号3は松山駅西口南江戸線の整備に伴い、中予地方局からの申請に基づき市道を廃止するもので、図面番号4は松山駅西口南江戸線の整備に伴い、中予地方局からの申請に基づき市道の路線を変更するもので、道路法第8条及び第10条の規定により、本案を提出する。

(参 照)

道路法 (抄)

(市町村道の意義及びその路線の認定)

第 8 条 第 3 条第 4 号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

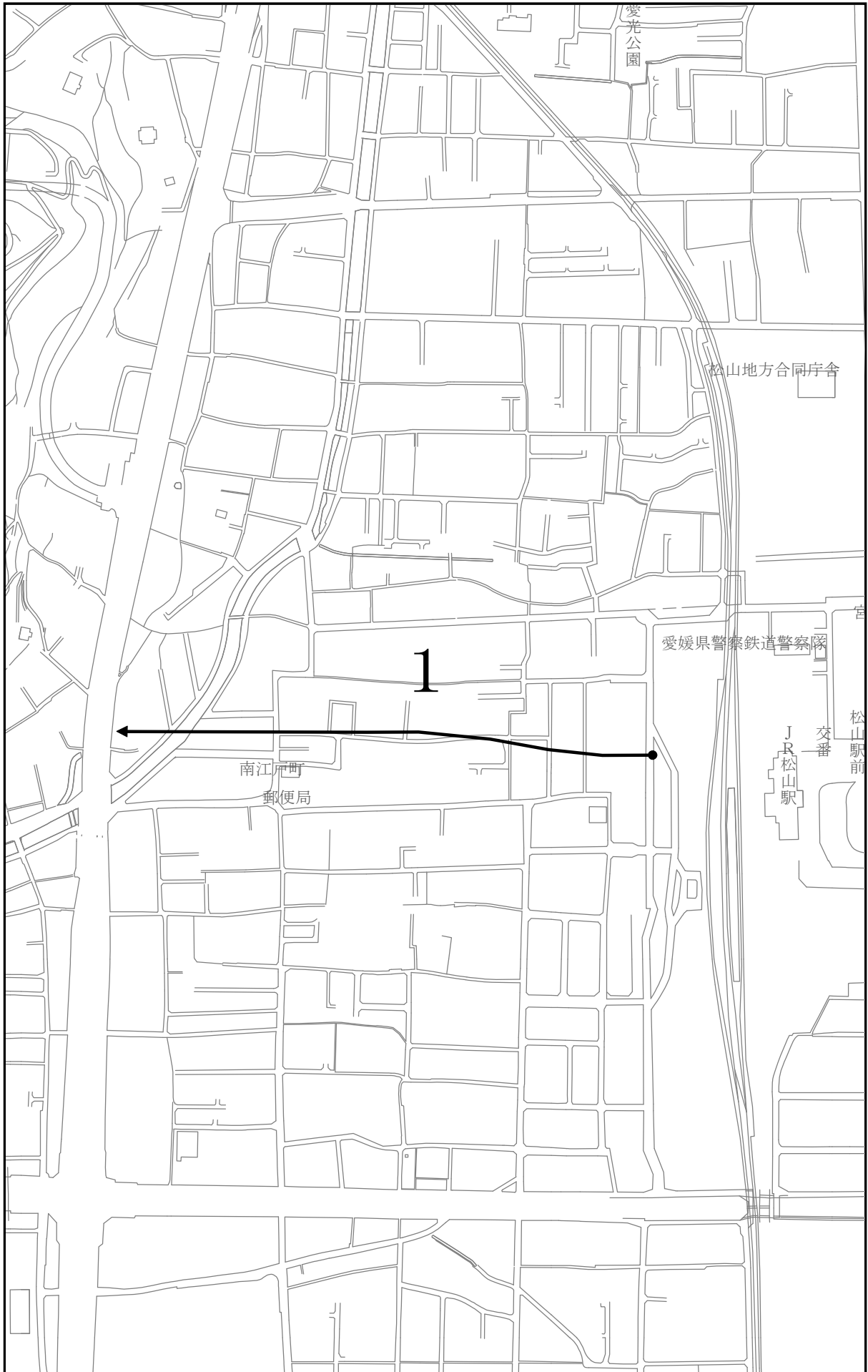
2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

(路線の廃止又は変更)

第 1 0 条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

2 都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代わるべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手続きに代えて、路線を変更することができる。

3 第 7 条第 2 項から第 8 項まで及び前条の規定は前 2 項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第 8 条第 2 項から第 5 項まで及び前条の規定は前 2 項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。





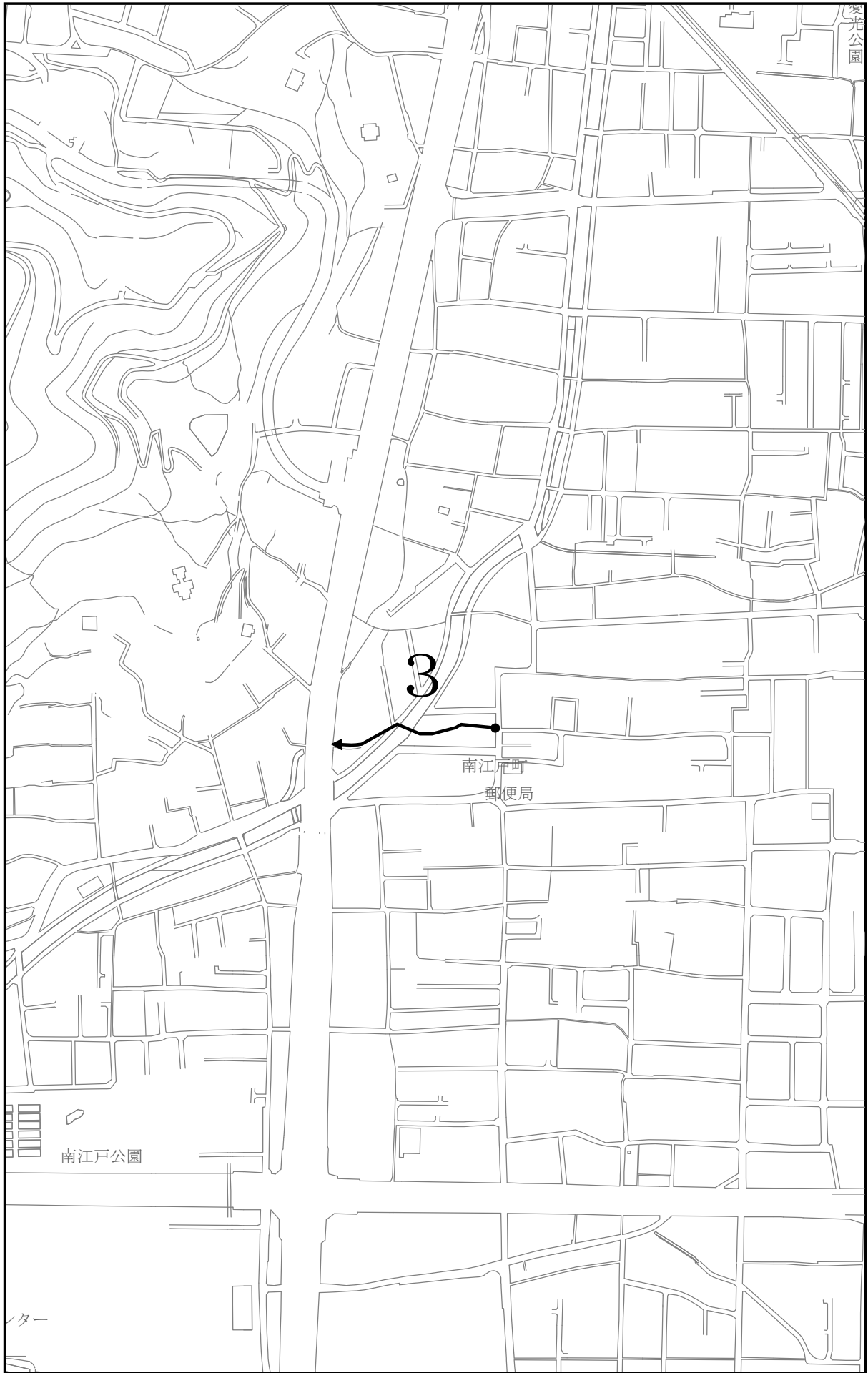
松

立松山西高校  
松山西中学校

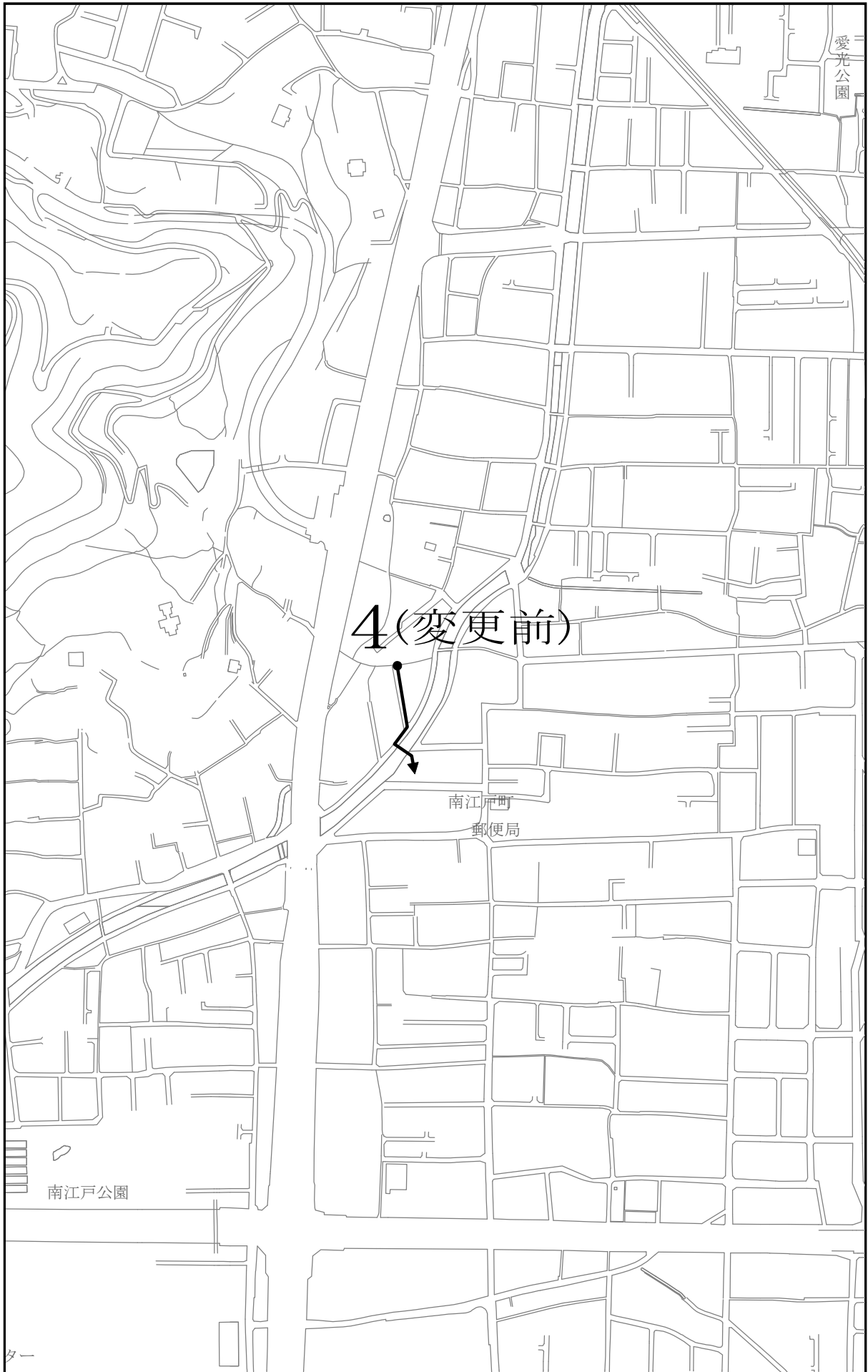
久万ノ台公園

2

松山聖陵高校



ター



ター



4(変更後)

南江戸町  
郵便局

南江戸公園

愛光公園



図面 番号	路線名	起 点	終 点	敷地の 幅員 m	延長 m
1	市 道 松山駅西口南江戸線	松山市南江戸一丁目	松山市南江戸五丁目	34.0	492.3
		527番地先	773番6地先	～ 59.0	
2	市 道 久枝296号線	松山市久万ノ台	松山市久万ノ台	4.3	39.1
		858番地先	866番1地先	～ 4.3	

3	市 道 新玉32号線	松山市南江戸五丁目	松山市南江戸五丁目	1.3	159.5
		779番5地先	1723番2地先	～ 4.3	

4	市 道 新玉66号線	変更前	松山市南江戸五丁目	松山市南江戸五丁目	3.6	109.7
			742番2地先	742番16地先	～ 6.8	
		変更後	松山市南江戸五丁目	松山市南江戸五丁目	3.6	155.9
			742番2地先	738番4地先	～ 9.5	